

EU：欧州データ連合戦略・デジタルオムニバス法案の公表と、EU のデジタル規制の今後の展望

ヨーロッパニュースレター

2026年1月16日号

執筆者：

石川 智也

n.ishikawa@nishimura.com

2026年もEUのデジタル規制の動きから目が離せない。EUでは、2025年11月19日に欧州データ連合戦略（Data Union Strategy）¹とデジタルオムニバス法案²³が公表され、日本でも同法案に含まれるGDPRとAI法の改正提案について関心が集まっている。他方で、①欧州データ連合戦略の概要や、②デジタルオムニバス法案が一連のデジタル規制の簡素化の第一段階に過ぎず、引き続きデジタル規制の簡素化に向けた検討が進められることについては、あまり知られていないように思われる。本稿では、これらの点について紹介する。デジタルオムニバス法案の概要については、近いうちに別稿にて改めて論じることとした。

1. 欧州データ連合戦略の背景と概要

欧州データ連合戦略は、2020年欧州データ戦略⁴を更新したEUのデータに関する戦略である⁵。EUの競争力を確保するためには規制の簡素化が必要とする、2024年公表のLettaレポート⁶及びDraghiレポート⁷を受け、2025年1月公表の「EUのための競争戦略（A Competitiveness Compass for the EU）」において提案が予定されていたものである。2020年からの変化で強調されるべき点としては、「Unlocking

¹ *Communication from the Commission to the European Parliament and the Council, Data Union Strategy Unlocking Data for AI, COM(2025) 835 final (Nov. 19, 2025).*

² *Proposal for a Regulation of the European Parliament and of the Council Amending Regulations (EU) 2024/1689 and (EU) 2018/1139 as Regards the Simplification of the Implementation of Harmonised Rules on Artificial Intelligence (Digital Omnibus on AI), COM(2025) 836 final (Nov. 19, 2025).*

³ *Proposal for a Regulation of the European Parliament and of the Council Amending Regulations (EU) 2016/679, (EU) 2018/1724, (EU) 2018/1725, (EU) 2023/2854 and Directives 2002/58/EC, (EU) 2022/2555 and (EU) 2022/2557 as Regards the Simplification of the Digital Legislative framework, and Repealing Regulations (EU) 2018/1807, (EU) 2019/1150, (EU) 2022/868, and Directive (EU) 2019/1024 (Digital Omnibus), COM(2025) 837 final (Nov. 19, 2025).*

⁴ *Communication from the Commission to the European Parliament, the Council, the European Economic and Social Committee and the Committee of the Regions, A European Strategy for Data, COM(2020) 66 final (Feb. 19, 2020).*

⁵ なお、欧州委員会が2025年5月23日にエビデンス提供の呼びかけを実施した際の解説については、[当事務所ヨーロッパニュースレター2025年5月28日号](#)を参照されたい。

⁶ Enrico Letta, *Much More Than a Market* (Apr. 10, 2024).

⁷ Mario Draghi, *The Future of European Competitiveness Part A Competitiveness Strategy for Europe* (Sep. 9, 2024); Mario Draghi, *The Future of European Competitiveness Part B In-depth Analysis and Recommendations* (Sep. 9, 2024).

「Data for AI」というタイトルにも現れているように、EUのAI政策であるAI Continental Action Plan⁸及びApply AI Strategy⁹の下で進められているEUにおけるAIの開発等を、データによって促進することを目指す¹⁰点と言って良いだろう。

同戦略は、①データが乏しい、②規制が複雑である、③高価値データへのアクセスが国際競争にさらされているという3つの課題を提示する¹¹。その上で、それらの課題を解決するための3つの優先分野として、①AIのためのデータへのアクセスのスケールアップ（施策の項目は下記表1を参照されたい）¹²、②データ共有を容易にするためのデータ法制の合理化¹³、③国際的なデータフローにおけるEUのグローバルでのポジションの強化（機微な非個人データの越境移転・セーフガード等）¹⁴を提示する。

表1：AIのためのデータへのアクセスのスケールアップに関する施策の項目

・ 共通データスペースのスケールアップ
・ データラボの創設
・ Cloud and AI Development Actの提案（2026年第1四半期予定）
・ 戦略的なデータ資産の構築（公的分野、科学、文化、少数言語）
・ その他の促進技術：合成データ、データブーリング、標準規格

上記表1の施策は、GDPRやAI法の改正のように、必ずしもコンプライアンス対応に直結するものではないが、EUにおいて関連するビジネスを展開している（又は展開可能性のある）事業者にとっては、新たなビジネスチャンスをつかむという観点から重要となり得るものである。そのような観点からの検討・分析が行われることが望ましい。

2. 第一段階としてのデジタルオムニバス法案と、デジタル規則の「ストレステスト」実施に向けた、第二段階としてのデジタル・フィットネス・チェック

GDPRやAI法の改正提案を含むデジタルオムニバス法案は、前記1.で解説した欧州データ連合戦略の2番目の優先分野である「データ法制の簡素化」の要請に基づく。同法案と同日公表されたデジタルオムニバス

⁸ *Communication from the Commission to the European Parliament, the Council, the European Economic and Social Committee and the Committee of the Regions; AI Continent Action Plan*, COM(2025) 165 final (Apr. 9, 2025).

⁹ *Communication from the Commission to the European Parliament and the Council; Apply AI Strategy*, COM(2025) 723 final (Oct. 8, 2025).

¹⁰ European Commission, *supra* note 1, at 1.

¹¹ *Id.* at 2-4.

¹² *Id.* at 4-13.

¹³ *Id.* at 13-17.

¹⁴ *Id.* at 18-20.

法案に関する欧州委員会スタッフワーキング文書¹⁵では、簡素化を提案する項目ごとに、簡素化を提案するに至った理由・背景事情や、簡素化によりもたらされ得る経済効果が説明されている。

もっとも、デジタルオムニバス法案は、一連のデジタル規制の簡素化の検討の第1段階に過ぎない旨が明確にされており、データの共有・二次利用、個人データの処理、AIシステム・モデルの訓練において法的確実性と機会を創出し、活気あるビジネス環境の機会を促進するためのものであって、本質的に技術的なものであり、規制枠組みを調整することが目的とされている¹⁶。実際、欧州委員会は、欧州データ連合戦略及びデジタルオムニバス法案の公表と同日、デジタル規制の「ストレステスト」に向けた第2段階として、2026年3月11日までの予定でデジタル・フィットネス・チェックという新たなエビデンス提供の呼びかけ¹⁷を開始し¹⁸、他のデジタル規制についても、第2次フォン・デア・ライエン政権の任期（2024年冬からの5年間）の後半において更なる立法提案が必要でないかを検討することとしている¹⁹。

また、このエビデンス提供の呼びかけに加えて、EUの各種デジタル規制の下で元々予定されている評価の結果も、今後のデジタル規制の見直しに際し、参考にされる²⁰。具体的には、2026年から2029年までにかけて、下記表2記載のとおり、法令の評価が計画・予定されている²¹。但し、簡素化の取組みは必ずしも法律改正を意味するものではなく、その運用の明確化にあるということが強調されている²²。

表2：EUのデジタル規制の今後の評価予定

2026年	デジタル市場法 ²³ 、デジタルの10年政策プログラム、半導体法、視聴覚メディアサービス指令、デジタル単一市場における著作権に関する指令
-------	---

¹⁵ *Commission Staff Working Document Accompanying the Documents; Proposal for a Regulation of the European Parliament and of the Council Amending Regulations (EU) 2016/679, (EU) 2018/1724, (EU) 2018/1725, (EU) 2023/2854 and Directives 2002/58/EC, (EU) 2022/2555 and (EU) 2022/2557 as Regards the Simplification of the Digital Legislative framework, and Repealing Regulations (EU) 2018/1807, (EU) 2019/1150, (EU) 2022/868, and Directive (EU) 2019/1024 (Digital Omnibus); and Proposal for a Regulation of the European Parliament and of the Council Amending Regulations (EU) 2024/1689 and (EU) 2018/1139 as Regards the Simplification of the Implementation of Harmonised Rules on Artificial Intelligence (Digital Omnibus on AI), SWD(2025) 836 final (Nov. 19, 2025).*

¹⁶ European Commission, *supra* note 3, at 2-3.

¹⁷ European Commission, *Call for Evidence for an Evaluation / Fitness Check*, Ares(2025)10018469 (Nov. 19, 2025).

¹⁸ European Commission, *supra* note 3, at 3.

¹⁹ *Id.*

²⁰ *Id.*

²¹ *Id.* at 3-4.

²² *Id.* at 4.

²³ 例えば、デジタル市場法は2026年5月3日までに評価を行うことが予定されている（同法53条1項）。欧州委員会は、2025年7月3日、デジタル市場法の1回目の評価に向けて、2025年9月24日までの日程でパブリックコンサルテーションを実施済みである（European Commission, *Consultation on the First Review of the Digital Markets Act* (Jul. 3, 2025), available at https://digital-markets-act.ec.europa.eu/consultation-first-review-digital-markets-act-2025-07-03_en）。また、2025年8月27日、デジタル市場法が公正かつ競争の激しいデジタル市場とAIセクターをどのように支援できるかについても、同じく2025年9月24日までの日程でエビデンス提供の呼びかけを行った（European Commission, *Commission Gathers Views on How the DMA Can Support Fair and Contestable Digital Markets and AI Sector* (Aug. 27, 2025), available at https://digital-markets-act.ec.europa.eu/commission-gathers-views-how-dma-can-support-fair-and-contestable-digital-markets-and-ai-sector-2025-08-27_en）。

2027年	サイバー連帯法、オープンインターネット規則、NIS2 指令、デジタルサービス法
2028年	欧州メディア自由法、データ法
2029年	AI 法

企業実務としては、このような立法提案に関する動向のほか、GDPR については、2025年7月公表のヘルシンキ宣言²⁴を受けた欧州データ保護評議会におけるGDPR遵守容易化のための運用の合理化や各種テンプレートの作成動向も注目されるべきである²⁵。また、データ法やAI法についても、今後公表が予定されている各種のガイダンスや、標準規格の策定に向けた動向が注目されるべきである（データ連合戦略と、デジタルオムニバス法案の冒頭の説明文書（Explanatory Note）で言及されたガイダンスについては、下記表3を参照されたい）²⁶。

表3：データ法とAI法のガイダンス公表予定

データ法	<ul style="list-style-type: none"> データ共有に際して請求可能な対価を明確化する「合理的な補償」に関するガイドライン（2026年第1四半期）²⁷ 定義を明確化するガイドライン（2026年第1四半期）
AI法 ²⁸	<ul style="list-style-type: none"> ハイリスク分類の実務的な適用に関するガイドライン AI法50条に基づく透明性要件の実務的な適用に関するガイドライン ハイリスクAIシステムの提供者による重大インシデント報告に関するガイダンス ハイリスク要件の実務的な適用に関するガイドライン ハイリスクAIシステムの提供者及び導入者に対する義務の実務的な適用に関するガイドライン 基本権影響評価のためのガイドライン AIのバリューチェーンにおける責任に関するルールの実務的な適用に関するガイドライン 大幅な変更に関連する規定の実務的な適用に関するガイドライン ハイリスクAIシステムの上市後モニタリングのためのガイドライン SME及びSMCがより簡易な方法で準拠できる品質マネジメントシステムの要素に関する

²⁴ European Data Protection Board, *The Helsinki Statement on Enhanced Clarity, Support and Engagement* (Jul. 2, 2025), available at https://www.edpb.europa.eu/system/files/2025-07/edpb-statement-20250702-enhanced-clarity-support-engagement_en_0.pdf.

²⁵ ヘルシンキ宣言の解説については、[当事務所ヨーロッパ&データ保護ニュースレター2025年8月7日号](#)を参照されたい。また、ヘルシンキ宣言のアップデートについては、[当事務所ヨーロッパ&データ保護ニュースレター2025年11月13日号](#)を参照されたい。

²⁶ 近時のAI法のアップデートについては、[当事務所ヨーロッパニュースレター2025年11月17日号](#)も参照されたい。

²⁷ 欧州委員会が、EUデータ法の下で、利用者の要求に基づくデータの強制移転の際の合理的な補償の計算に関するガイドラインを検討するために2025年7月15日に実施したウェビナーの解説については、[当事務所ヨーロッパニュースレター2025年7月28日号](#)を参照されたい。

²⁸ 欧州委員会は、2025年12月4日、2026年に策定予定のガイダンス等を公表した（European Commission, *Supporting the implementation of the AI Act with clear guidelines* (Dec. 4, 2025), available at <https://digital-strategy.ec.europa.eu/en/news/supporting-implementation-ai-act-clear-guidelines>）。将来の別稿に譲るが、デジタルオムニバス法案の冒頭の説明文書で列記されているガイダンス等との間には若干の差異がある。

	<p>るガイドライン</p> <ul style="list-style-type: none"> AI 法とその他の EU 法との相互関係に関するガイドライン（例：AI 法と EU のデータ保護法の相互関係に関する欧州委員会及び欧州データ保護評議会の共同ガイドライン、AI 法とサイバーレジリエンス法の相互関係に関するガイドライン、AI 法と機械規則の相互関係に関するガイドライン） AI 法の下で指定される適合性評価機関の能力と指定手続に関するガイドライン
--	--

3. EU のデジタル規制の今後の展望と今後の対応の在り方

前記のとおり、EU のデジタル規制は、今後数年かけて簡素化に向けた検討が引き続きなされることが見込まれる。もっとも、規制の簡素化であるから何もしなくて良いということにはならず、簡素化に伴い、規制内容に変化が生じるため、以下のような観点から、それを把握し、検討する必要があるだろう。

- (a) 自社グループの EU でのビジネスへのチャンス、又は、悪影響はないか。
- (b) コンプライアンスの観点から、今後対応が不要となる（又は延期になる）可能性のある事項はないか。
- (c) 仮に、対応が不要となる（又は延期になる）可能性のある事項につき、現時点で対応に向けた検討を行うべきか（例：ハイリスク AI システムに係る規律について、いつ対応を開始すべきか等）。
- (d) EU の規制の動向が日本の政策に影響した場合に、日本で影響が生じないか。

昨今、EU を含め、各国のデジタル規制についておびただしいアップデートがある中で、①如何にそのアップデートを捕捉し、②自社のビジネスへの影響について分析し、③戦略を社内に展開していくかが、グローバルで競争していくにあたって重要である。コンプライアンス対応という意味では必ずしも先頭集団を走つて対応する必要はないかもしれないが、自社のビジネスにとってのチャンスや悪影響を知るという意味では周りを見て 2 番手で良いということではないはずである。そのために、自社において上記①②③のどこに課題があるのかを明確にし、社内でのリソースでは十分でない部分については、外部専門家のリソースも適切に組み合わせた上で、体制を構築していくことが重要であろう。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜にかなったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#)よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは [こちら](#)に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ 広報課 newsletter@nishimura.com